

スポット

天災で事業主が負う責任は？ 労災・賃金の基本事項を確認

東北地方太平洋沖で発生した地震およびその後の大津波は、人々の平穏な暮らしをズタズタに切り裂きました。犠牲者のご冥福と被災地の復興を心よりお祈り申し上げます。

大災害時に、事業主として知っておくべきことを簡単に整理してみましよう。まず、従業員が貴社事業場や取引先等で被災した場合、労災保険上の取扱いはどうなるのでしょうか。みかけ上は、就労時間中に就労場所で災害に遭ったのですから、当然、業務上災害になりそうな気がします。

しかし、地震災害の恐怖は、業務中か私的行動中かに関係なく、対象地域に居住する人々を等し並みに襲

います。ですから、「基本的には、天災地震による災害に業務起因性は認められない」（昭49・10・2基収第2950号）といわれています。

もっとも、救護業務など危険な作業に従事していた場合、あるいは作業場が天災を受けやすい場所に立地していた場合などは、個別の事情を考慮して、業務上災害と認められるケースもあります。次に賃金の取扱いですが、不可抗力の天災地震により、休業を余儀なくされた場合、事業主は休業手当（平均賃金の6割）の支払い義務を負わないと解されています。事業所そのものが倒壊したわけではなく、計画停電等により休業せざるを得ないケースもあります

が、その場合の処理については、厚生労働省が新たに通達を出しました。8ページのトピックス欄に記事を掲載したので、参照してください。

従業員が、当座の生活資金に困ることも想定されます。この場合、

「激甚災害法（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）」に関する情報提供を心がけましょう。同法では、激甚災害で事業場が休業止したとき、離職しなくても失業給付を支給する特例を設けています。今回の災害では、「全国各地」が対象地域として指定されています。法律的には以上のおりですが、従業員・家族に対し雇用主として担うべき責任は重たいといえます。

2011

5

最低賃金の種類

知って得する



賃金実務

政府の「新成長戦略」では、2020年までに最低賃金の平均を1000円まで引き上げるという目標を掲げています。最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金（産別最低賃金）の2種類がありますが、両者にはどのような関係があり、どのような点が異なるのでしょうか。

が適用対象となります。ただし、派遣労働者については、「派遣元」使用者の所在地に関係なく、「派

払能力

労働者の生計費を考慮するに際しては、生活保護施策との整合性（最賃で働く労働者の収入が生活保護の受給者の水準を、原則として上回る）を考慮しなければならぬとされています。

地域別最賃以上の賃金を支払わない事業者に対しては、罰則（50万円以下の罰金）が課されます。

②特定最賃は、平成19年の法改正以前は産別最賃と呼ばれていました。名称は変わっても、基本的

の労働者の範囲を定めることができます。たとえば、「16歳未満65歳以上の者」「雇入れ後6カ月以内で技能習得中の者」「清掃・片付けに主として従事する者」などがポピュラーな例です。平成22年10月現在で、特定最賃は250種制定されています。

特定最賃については、「事業場の所在する地域について決定された地域別最低賃金を上回るものではないなければならない」と定められています（第16条）。

最低賃金制度の根拠となる最低賃金法は、平成19年に改正され、平成20年から施行されています。改正最賃法では、最低賃金として次の2種類を定めています。

①地域別最低賃金（第9条）

②特定最低賃金（第15条）

①地域別最賃は、都道府県ごとに「〇〇県最低賃金」等の名称で決定されます。ですから、全国で47の地域別最賃が存在することになります。

地域別最賃は、産業・職種を問わず、各都道府県内の事業場で働くすべての労働者および労働者を1人でも使用するすべての使用者

地域別と特定の2種類 金額高い方を適用する

遣先」都道府県の地域別最賃が基準となります。

地域別最低賃金の決定要素は、次のとおりです。

- ・地域における労働者の生計費
- ・地域における労働者の賃金
- ・地域における事業者の通常の支

な性格は産別最賃と同様です。

特定最賃は、各都道府県内の特定の産業（電気機械器具製造業、各種商品小売業など）を営む使用者およびその使用者に使用される労働者が適用対象となります。ただし、特定最賃ごとに、適用除外

特定最賃違反に対して罰則の適用はありません。しかし、「最低賃金に達しない賃金を定める労働契約は無効で、この場合、最低賃金と同様の定めをしたものとみなす」（第4条）という規定は適用されます。さらに、労働基準法の賃金の全額払違反の罰則（30万円以下の罰金）の対象にもなりません。

1人の労働者に、地域別最賃と特定最賃の両方が適用されるときは、高い方（特定最賃）が基準となります（第6条）。